

令和3年第2回

島田市教育委員会定例会

令和3年2月25日



## 令和3年第2回島田市教育委員会定例会日程

日時：令和3年2月25日（木）午後2時15分～

会場：老人福祉センター「伊太なごみの里」

1. 開 会
2. 会期及び会議時間の決定
3. 会議録署名人の指名
4. 教育部長報告
5. 事務事業報告
  - (1) 教育総務課 (2) 学校教育課 (3) 学校給食課 (4) 社会教育課
  - (5) 博物館課 (6) スポーツ振興課 (7) 図書館課
6. 付議事項
  - (1) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
  - (2) 島田市立学校施設の使用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について
  - (3) 島田市北部体育館条例施行規則の制定について
7. 協議事項
8. 次回教育委員会定例会における協議事項の集約について
  - (1) 事務局から提案するもの
  - (2) 各委員が提案するもの
9. 報告事項
  - (1) 令和3年1月分の生徒指導について
  - (2) 島田市民総合施設条例の一部改正について
  - (3) 島田市民総合施設条例等の一部改正について
  - (4) 島田市農村環境改善センター条例施行規則等の一部改正について
  - (5) 島田市立学校施設の使用に関する条例の一部改正について
  - (6) 島田市北部体育館条例について
  - (7) 島田市川根体育館条例の一部改正について
10. その他

・会議日程について

次回 第3回島田市教育委員会定例会

日時 令和3年3月25日（木）午前9時30分～正午

会場 プラザおおるり 第3多目的室

次々回 第4回島田市教育委員会定例会

日時 令和3年4月23日（金）午後2時00分～午後4時00分

会場 プラザおおるり 第1多目的室

臨時会 第2回島田市教育委員会臨時会 | 30  
日時 令和3年3月18日(木) 午後~~5~~時~~00~~分～  
会場 プラザおおるり 教育長室(1階)

11. 閉 会

# 教育部長報告



(1) 一般会計歳入歳出予算補正（2月市議会提案）

歳 出

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 (目) 5 学校施設整備基金費 (単位：千円)

事業名	事業概要	補正前の額	補正額	計
学校施設整備基金 新規積立金	学校施設整備基金の新規積立て	0	100,000	100,000

(2) 繰越明許費（2月市議会提案）

款	項	事業名	金額
10 教育費	1 小学校費	島田第四小学校改築事業	20,200千円
	5 社会教育費	指定文化財管理経費	5,142千円



## 財産の取得について

小中学校の情報機器に充てるため、次のとおり動産を取得する。

令和3年2月16日提出

島田市長 染谷 絹代

## 1 動産の種別及び数量

大型提示装置（プロジェクター、スクリーン） 446台

## 2 購入金額

111,947,000円

## 3 契約方法

指名競争入札

## 4 購入先

株式会社 オカムラ

# 議案第10号 参 考

## 入札結果表及び情報機器の概要

### 1 入札結果表

事業名 令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業 大型  
提示装置購入事業

(単位：円)

予 定 価 格	126,820,100
入札書比較価格	115,291,000

業者名	入札書記載金額	結果
	第1回	
(株)オカムラ	101,770,000	決定
(株)オーイシ	104,200,000	
(株)ミヤムラ	104,680,000	
(株)オカダ		辞退
(有)ワークシステム		辞退
(株)サワムラ事務器		辞退
富士ビジネスマシン		辞退
契約金額	111,947,000	

※予定価格及び契約金額は、消費税及び地方消費税の額を含む。

### 2 納入期限

令和3年3月12日

### 3 納入場所及び数量

島田市立小中学校全23校 446台 (小学校317台、中学校129台)

#### 4 仕様

##### プロジェクター

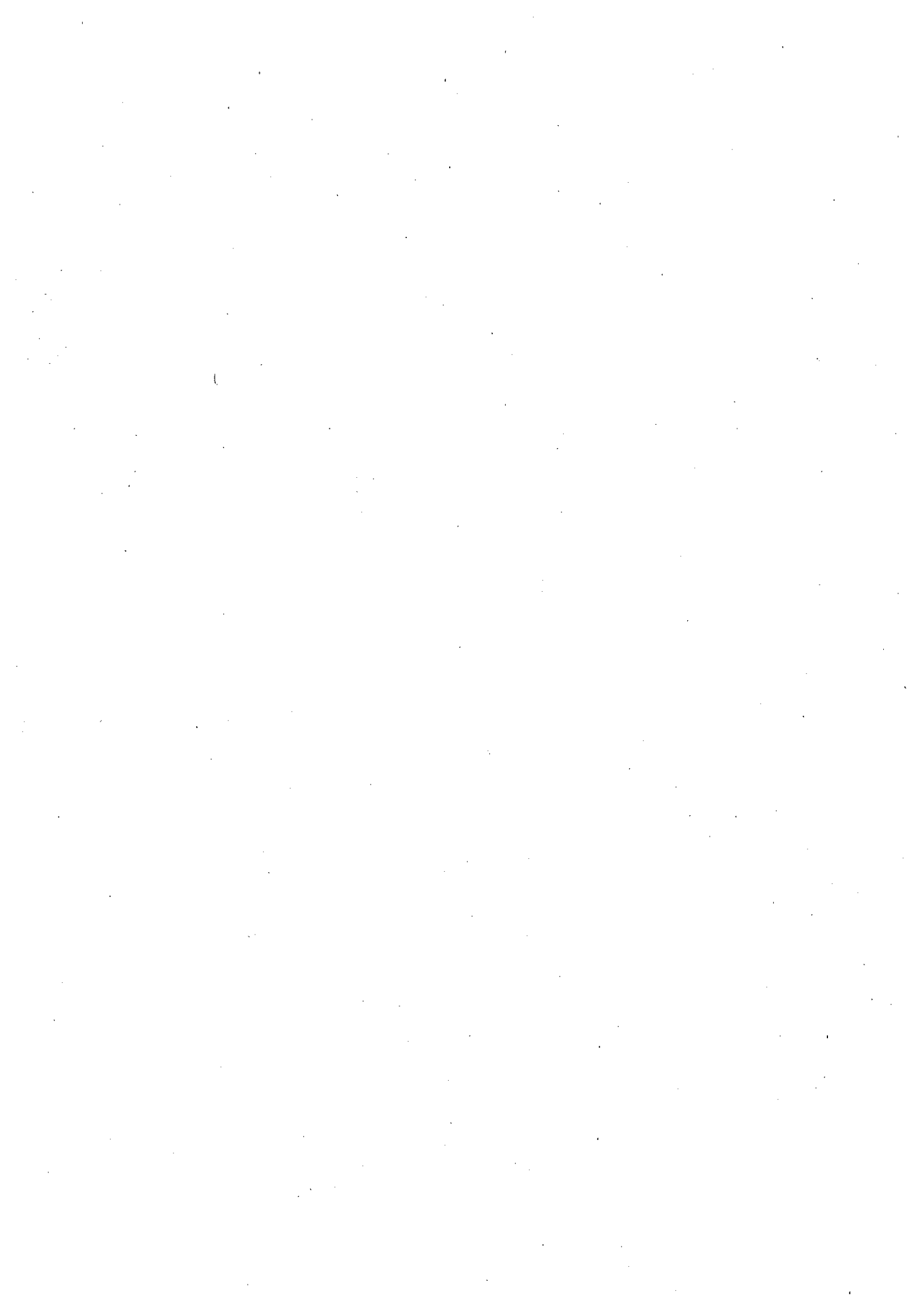
メーカー	EPSON
機種名	電子黒板機能搭載プロジェクター
付属品	HDMI ケーブル (2m) (USBType-C (オス) - HDMI (オス))

##### スクリーン

メーカー	オーエス
機種名	ローラー巻取型マグネット式スクリーン
サイズ	1,572 mm×983 mm (幅×高さ)



# 事務事業報告



# 事 務 事 業 の 概 要

教育総務課

## 実 施 (1月29日～2月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
1月29日	金	第1回教育委員会定例会	番生寺会館
2月1日	月	屋内運動場天井等耐震化工事完成検査	六合中学校
2月8日	月	放送設備放送卓取替工事完成検査	第二小学校
2月10日	水	校舎等建設工事完成検査	第四小学校
2月18日	木	第2回初倉地区小中学校再編方針検討委員会	初倉公民館
2月22日	月	島田第四小学校校舎引渡式	第四小学校

## 予 定 (2月25日～3月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
2月25日	木	第1回教育委員会臨時会	伊太なごみの里
		第2回教育委員会定例会	
3月18日	水	第2回教育委員会臨時会	プラザおおるり

# 事務事業の概要

学校教育課

実施（1月29日～2月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
1月28日	木	就学支援委員会 (参加者：40人)	プラザおおるり
1月30日	土	サタデーオープンスクール (参加者：22人)	伊久美地区
2月2日	火	島田第一中学校説明会 (北中・第一中1, 2年保護者及び生徒)	第一中学校
2月2日～ 2月3日	火 水	私立高校入学試験	
2月3日	水	北中・島田第一中生徒会交流（リモート）	各校
		わかあゆの会 (参加者：15人)	教育センター
2月4日	木	幼稚園・保育園・こども園・小学校合同研修会 (参加者：40人)	プラザおおるり
2月5日	金	島田市立学校カリキュラム等検討委員会 (伊太小・相賀小・神座小・伊久美小・ 第一小学校部会)	プラザおおるり
2月6日	土	学習発表会（伊久美小）	伊久美小学校
2月8日	月	代休（伊久美小）	伊久美小学校
2月12日	金	私立高校合格発表	
		修学旅行（第三小）	県西部
2月13日	土	サタデーオープンスクール (参加者：18人)	伊久美地区 大津谷川
2月15日	月	湯日小・初倉小交流活動	初倉小学校
2月18日	木	島田第一中学校説明会 (北部4小学校、第一小、第二小、 第三小6年保護者)	第一中学校
2月19日	金	修学旅行（初倉小）	山梨県
		修学旅行（六合小）	県西部
2月20日	土	サタデーオープンスクール (参加者：21人)	大津谷川 伊久美地区
2月22日	月	修学旅行（六合小、初倉小）	県中部



予 定 (2月25日～3月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
2月25日	木	修学旅行 (六東小)	県内
		島田市立学校カリキュラム等検討委員会 (北中・第一中学校部会)	第一中学校
2月26日	金	修学旅行 (第二小、第五小、六東小)	県内
		<del>修学旅行 (第五小)</del>	<del>県西部</del>
3月3日	水	公立高等学校入学者選抜 (学力検査)	
3月4日	木	北中・島田第一中交流授業 (1年球技大会 ・2年修学旅行事前学習・スクールバス試 験運行)	第一中学校
		公立高等学校入学者選抜 (面接・実技検査 等)	
3月6日	土	サタデーオープンスクール (参加予定: 20人)	伊久美地区
3月10日	水	修学旅行 (第一中、第二中)	県中部
<del>3月10日～</del> 3月11日	<del>水</del> 木	修学旅行 (金谷中)	<del>大阪府</del> 県内
3月12日	金	公立高等学校入学者選抜合格発表	
3月13日	土	サタデーオープンスクール (参加予定: 23人)	伊久美地区
3月17日	水	修了式 (第四小、湯日小)	各校
3月18日	木	卒業式午前 (第一小、第二小、第三小、 第四小、六合小、大津小、伊太小、相賀小、 神座小、伊久美小、初倉小、湯日小、 第五小、初倉南小、六東小、金谷小、 五和小、川根小) 修了式 (第一中、第二中、六合中、初倉中、 金谷中、川根中)	各校
3月19日	金	卒業式午前 (第一中、第二中、六合中、 北中、初倉中、金谷中、川根中) 修了式 (第一小、第二小、第三小、六合小、 大津小、伊太小、相賀小、神座小、 伊久美小、初倉小、第五小、初倉南小、 六東小、金谷小、五和小、川根小、北中)	各校
3月20日	土	サタデーオープンスクール (参加予定: 20人)	伊久美地区
3月21日	日	閉校記念式典 (湯日小)	湯日小学校
3月27日	土	閉校記念式典 (北中)	北中学校

## 事 務 事 業 の 概 要

学校給食課

実 施 (1月29日～2月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
2月4日	木	学期物資選定会 (前期分)	中部学校給食センター
2月10日	水	物資選定会 (4月分)	中部学校給食センター
2月17日	水	薬剤師衛生点検	中部学校給食センター
2月24日	水	薬剤師衛生点検	南部学校給食センター

予 定 (2月25日～3月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
12月14日～ 2月26日	木 金	アレルギー面談	市立小中学校
2月25日	木	献立会議 (5月分)	中部学校給食センター
3月11日	木	物資選定会 (5月分)	中部学校給食センター
3月16日	火	第2回島田市立学校給食センター運営委員会	中部学校給食センター
3月17日	水	令和2年度学校給食最終日	中部学校給食センター 南部学校給食センター
3月19日	金	島田市学校給食食物アレルギー対応検討委員会	中部学校給食センター

# 事務事業の概要

社会教育課

実施（1月29日～2月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
1月29日	金	金谷公民館 社会教育講座 (全3回、第2回2/5、第3回2/12) (受講者：各11人)	金谷公民館
		子ども科学教室「偏向フィルムとおはじきを使った不思議な万華鏡」 (参加者：24人)	初倉西部ふれあいセンター
1月31日	日	初倉公民館 短期講座 「プロ直伝 はちみつの味比べ」 (受講者：20人)	初倉公民館
2月3日	水	親学講座（新一年生の保護者対象） 2/3 神座小学校 (参加者：8人) 2/8 伊太小学校 (参加者：6人) 2/16 第三小学校 (参加者：42人) 2/22 相賀小学校 (参加者：3人) 2/24 大津小学校 (参加者：32人)	神座小学校 伊太小学校 第三小学校 相賀小学校 大津小学校
		初倉放課後子ども教室 「フレンズクラブ」アルバム作り② (参加者：17人)	岡田公会堂
		市町人権教育事務連絡協議会 研修会・第2回事務連絡会 (出席者：2人)	オンライン会議 (幹事：浜松市)
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 (参加者：17組35人)	第一中学校
2月6日	土	フェスタしまだ2021！ 合同説明会及び第2回運営委員会 (出席者：16人)	金谷生きがいセンター
2月7日	日	社会教育講座 「ささまとゆる～くつながろう - 『地域と関係人口を考える』つどい-」 講師：石山恒貴教授（法政大学大学院） 武井敦史教授（静岡大学教職大学院） 事例発表：北島享さん（前ささま館長） (参加者：会場16人、オンライン約40人)	山村都市交流センター

月 日	曜日	事 項	場 所
2月9日	火	東海道金谷宿大学理事会 (出席者：12人)	金谷公民館
2月10日	水	家庭教育学級閉講式	
		2/10 第四小学校 (参加者：15人)	第四小学校
		2/17 第四小学校 (参加者：15人) 相賀小学校 (参加者：17人) 神座小学校 (参加者：12人)	第四小学校 相賀小学校 神座小学校
		2/19 第一小学校 (参加者：13人) 初倉南小学校 (参加者：24人) 2/22 金谷小学校 (参加者：30人) 川根小学校 (参加者：17人)	第一小学校 初倉南小学校 金谷小学校 川根小学校
		第6期初めて0歳児をもつ親の講座 全4回 (2/10, 2/17, 2/24, 3/3) (参加者：14組28人)	保健福祉センター
		初倉放課後子ども教室「フレンズクラブ」 お楽しみ会、閉級式 (参加者：17人)	岡田公会堂
		はつくら寺子屋 初倉小学校 (参加者：18人)	初倉公民館
2月11日～ 2月14日	木 日	第22回夢づくり展 (文化協会・指定管理者共催事業) (参加者：約1,200人)	夢づくり会館
2月12日	金	子育て広場あかちゃん部「ロクティ」 (参加者：15組30人)	六合公民館
2月14日	日	金谷公民館 社会教育講座(歴史講演会) 「金谷の町と太平洋戦争」 講師：大久保昌彦氏(金谷遺族会会長) (受講者：32人)	金谷公民館
		初倉公民館 市民学級 講座「味噌作り」 (受講者：22人)	初倉公民館
2月15日	月	第6回困難を有する子ども・若者に係る実務者会議 (出席者：12人)	市役所会議棟
2月16日	火	東海道金谷宿大学教授会 (出席者：35人)	金谷公民館
2月17日	水	川根地区センター 市民学級 「パッチワーク講座」 (参加者：12人)	川根地区センター

月 日	曜日	事 項	場 所
2月17日	水	はつくら寺子屋 初倉南小 (参加者：13人) 湯日 (参加者：4人)	初倉南小学校 湯日小学校
2月18日	木	金谷公民館第2回公民館運営審議会 (出席者：6人)	金谷公民館
		川根地区センター すこやか学級「脳も身体も生き生き元気に講座」 (受講者：19人)	川根地区センター
		中央市民学級 第9回学習会 学習の振り返り会・閉級式 (出席者：17人)	楽習センター
2月19日	金	第4回不登校やひきこもり等に 悩む連続親学講座 (受講者：14人)	市役所会議棟
2月20日	土	第4回生涯学習推進協議会 (出席者：10人)	初倉公民館
		施設利用者による年度末大掃除 (参加者：58人)	初倉西部ふれあい センター
2月24日	水	金谷公民館・金谷図書館合同自衛消防訓練 (第2回) (参加者：25人)	金谷公民館

予 定 (2月25日～3月24日)

月 日	曜日	事 項	場 所
2月25日	木	中央高齢者学級第9回学級 防犯まちづくり講座&地域交通安全講習会 +閉級式 (参加予定:27人)	楽習センター
		子育て広場「ぐう・ちよき・ぱあ」 (参加予定:20組40人)	第一中学校
		家庭教育学級閉講式 伊太小学校 (参加予定:19人)	伊太小学校
2月26日	金	しろやま読み聞かせクラブ児童図書贈呈式 (参加予定:30人)	初倉西部ふれあい センター
		親学講座(新一年生の保護者対象) 金谷小学校 (参加予定:90人) 川根小学校 (参加予定:31人)	金谷小学校 川根小学校
		社会教育委員 第6回会議 (出席予定:10人)	初倉公民館
		川根地区センター第1回運営委員会 (出席予定:6人)	川根地区センター
2月27日	土	小中学生の子をもつ親の講座 「凹んでもまた立ちあがる心の育み方」 (参加予定:30人)	プラザおおるり
3月2日	火	家庭教育学級閉講式 3/2 初倉小学校 (参加予定:63人) 3/5 伊久美小学校 (参加予定:24人)	初倉小学校 伊久美小学校
		六合公民館第1回公民館運営審議会 (参加予定:6人)	六合公民館
		自衛消防訓練 (参加予定:15人)	初倉西部ふれあい センター
3月3日	水	はつくら寺子屋閉級式 初倉小学校 (参加予定:36人)	初倉公民館
3月4日	木	子育て広場「ぐう・ちよき・ぱあ」 (参加予定:20組40人)	第一中学校
3月5日～ 3月28日	金 日	UNMANNED無人駅の芸術祭/大井川2021 (島田市アートによる地域づくり推進事業) ※参加アーティスト16組	大井川鐵道無人駅 及びその周辺(島 田市～川根本町)

月 日	曜日	事 項	場 所
3月6日～ 3月7日	土 日	生涯学習大会フェスタしまだ2021！ ※展示部門のみ（ステージ部門を中止） （参加予定：300人）	夢づくり会館
3月10日	水	はつくら寺子屋閉級式 初倉南小（参加予定：26人） 湯日小（参加予定：8人）	初倉南小学校 湯日小学校
		川根地区センター すこやか学級 「グランドゴルフ、閉級式」 （参加予定：23人）	川根町身成グラウンド
3月11日	木	初倉公民館運営審議会 （出席予定：7人）	初倉公民館
		子育て広場「ぐう・ちょき・ぱあ」 （参加予定：20組 40人）	第一中学校
3月12日	金	小中学生の子をもつ親の講座 「より良い親子関係を築くためのアンガーマネジメントとその秘訣」 （受講予定：30人）	プラザおおるり
		六合高齢者学級 閉級式 （参加予定：100人）	六合公民館
		子育て広場あかちゃん部「ロクティ」 （参加予定：20組 40人）	六合公民館
		伊久身農村環境改善センター運営委員会 （出席予定：8人）	伊久身農村環境改善センター
3月15日	月	ペアレントサポーター定例会 （参加予定：13人）	市役所会議棟
3月16日	火	大津農村環境改善センター 高齢者学級閉級式 （参加予定：50人）	大津農村環境改善センター
3月17日	水	金谷公民館 市民学級閉級式 「軽スポーツ」 （参加予定：40人）	金谷公民館
3月18日	木	六合公民館 市民学級閉級式 （参加予定：50人）	六合公民館
3月24日	水	川根地区センター 市民学級 「料理講座、閉級式」 （参加予定：15人）	川根文化センター

## 事務事業の概要

博物館課

実施（1月29日～2月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
11月28日～ 2月7日	土 日	企画展 「奈木和彦展 月潮」	博物館分館
1月31日	日	諏訪原城講演会  (参加者：67人)	金谷公民館
2月6日～ 3月28日	土 日	企画展 「歴史イラストレーター永井秀樹～戦国武 将と剣豪を描く」	博物館本館
2月13日	土	海野光弘展関連イベント 「学芸員による解説～展示作品を1.5倍楽 しもう～」  (参加者：8人)	博物館分館
2月13日～ 3月21日	土 日	収蔵品展 「海野光弘 民家」、分館コレクション 一挙公開 4th	博物館分館
2月14日	日	しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」  (参加者：31人)	博物館本館
2月20日	土	企画展関連イベント 「イラストレーターのお仕事 裏側を聞く /見る」  (参加者：17人)	博物館本館
2月21日	日	博物館講座 「川留めで賑わった宿場」  (参加者：7人)	博物館本館
2月23日	火	富士山の日協力 無料開放日（くじ引き、 ワークショップ等）	博物館本館 博物館分館



予 定（2月25日～3月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月6日～ 3月28日	土 日	企画展 「歴史イラストレーター永井秀樹～戦国武 将と剣豪を描く」	博物館本館
2月13日～ 3月21日	土 日	収蔵品展 「海野光弘 民家」、分館コレクション 一挙公開 4th	博物館分館
2月28日	日	おもちゃ病院しまだ (参加予定：15組)	博物館本館
3月6日、 20日	土	学芸員によるギャラリートーク 「静と動 永井秀樹の筆致」 (参加予定：各15人)	博物館本館
3月7日	日	しまはくワークショップ 「ちょっと昔のおもしろ体験」 (参加予定：20人)	博物館分館
3月14日	日	しまはくワークショップ 「わくわくアトリエ」 (参加予定：15人)	博物館本館
3月21日	日	博物館講座 「峠越え～小夜の中山峠・薩埵峠・宇津谷 峠～」 (参加予定：10人)	博物館本館

# 事務事業の概要

スポーツ振興課

## 実施（1月29日～2月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
1月29日	金	株式会社アールビーズと島田市のスポーツ振興に関する包括連携協定締結式 ※アールビーズ本社とリモートで実施 (参加者：島田市2人、アールビーズ4人)	市役所本庁舎
2月3日	水	金谷地区体育施設集中受付	金谷体育センター
2月8日	月	島田市スポーツ賞表彰対象者選考委員会 (参加者：5人)	プラザおおるり
2月19日	金	夜間照明施設受付（3月分）	市役所会議棟 金谷体育センター

## 予定（2月25日～3月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
2月25日	木	スポーツ推進委員定例会 (参加予定：30人)	市役所会議棟
3月2日	火	みんなで歩こうトラポウオーク実行委員会 (参加予定：15人)	市役所会議棟
3月3日	水	金谷地区体育施設集中受付	金谷体育センター
3月4日	木	子育て支援センター連携スポーツ教室 (参加予定：30人)	金谷体育センター
3月11日	木	令和2年度 第1回 スポーツ振興協議会 (参加予定：15人)	プラザおおるり
3月19日	金	夜間照明施設受付（3月分）	市役所会議棟 金谷体育センター
3月24日	水	令和2年度 島田市スポーツ賞表彰式 (参加予定：94人)	プラザおおるり
		スポーツ推進委員定例会 (参加予定：30人)	市役所会議棟

# 事務事業の概要

図書館課

実施（1月29日～2月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
1月5日～ 1月31日	火 日	特集コーナー設置 一般：「和風(ふろしき・庭・着物など)」 児童：「日本のこと知ってる？」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「若い人に贈る読書のすすめ」 児童：「うし・動物の本」「節分・鬼・冬のえほん」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「温まろう」 児童：「かわいい!おもしろい!動物の本」	川根図書館
1月19日～ 3月7日	火 日	本の帯まつり作品展示	島田図書館
1月28日～ 2月16日	木 火	展示コーナー（博物館課） 駿河山遺跡と島田の弥生時代	金谷図書館
1月28日～ 2月28日	木 日	展示コーナー設置「科学道100冊 2020」	島田図書館
1月29日～ 3月28日	金 日	展示コーナー設置 永井秀樹氏の装画・挿絵本	島田図書館
2月2日	火	ブックスタート  (参加者：38人)	保健福祉センター
2月2日～ 2月28日	火 日	特集コーナー設置 一般：「星・月」 児童：「寒さに負けるな！」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「バレンタイン」 児童：「バレンタイン・おやつ」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「和の布で楽しもう」 児童：「おいしいおやつはいかが？」	川根図書館
2月3日	水	伊太小学校施設見学受入れ  (参加者：11人)	島田図書館
2月7日	日	読み聞かせボランティアステップアップ講座  (参加者：26人)	金谷公民館

月 日	曜日	事 項	場 所
2月9日	火	ブックスタート (参加者：24人)	保健福祉センター
2月18日～ 3月9日	木 火	展示コーナー（個人グループ） 版画クラブ展	金谷図書館
2月24日	水	図書館ボランティア講座（本の修理） (参加者：15人)	金谷公民館
		子ども読書活動推進委員会 (参加者：20人)	おび・りあ

予 定（2月25日～3月24日）

月 日	曜日	事 項	場 所
1月19日～ 3月7日	火 日	本の帯まつり作品展示	島田図書館
1月28日～ 2月28日	木 日	展示コーナー設置「科学道100冊」2020	島田図書館
1月29日～ 3月28日	金 日	展示コーナー設置 永井秀樹氏の装画・挿絵本	島田図書館
2月2日～ 2月28日	火 日	特集コーナー設置 一般：「星・月」 児童：「寒さに負けるな！」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「バレンタイン」 児童：「バレンタイン・おやつ」	金谷図書館
		特集コーナー設置 一般：「和の布で楽しもう」 児童：「おいしいおやつはいかが？」	川根図書館
2月18日～ 3月9日	木 火	展示コーナー（個人グループ） 版画クラブ展	金谷図書館
3月2日	火	ブックスタート	保健福祉センター
3月2日～ 3月31日	火 水	特集コーナー設置 一般：「東日本大震災から10年」 児童：「春のおとずれ（友だち・花見・遠足・一年生）」	島田図書館
		特集コーナー設置 一般：「入園・入学準備」 児童：「春・おひなさま」 「日本のあそび」	金谷図書館

月 日	曜日	事 項	場 所
3月2日～ 3月31日	火 水	特集コーナー設置 一般：「野菜づくり」 児童：「わくわくの春（ひなまつり・成長 ・おでかけ）」	川根図書館
3月6日	土	本・雑誌の無料配布	プラザおおるり
3月9日	火	ブックスタート	保健福祉センター
3月11日～ 3月31日	木 水	展示コーナー（個人グループ） 仲良しグループの作品展	金谷図書館
3月16日	火	第4回島田市立図書館協議会	市役所会議棟



# 島田市教育委員会定例会議案





議案第4号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を次のとおり委嘱する。

令和3年2月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱 田 和 彦

- 1 委嘱年月日  
令和3年4月1日
- 2 委嘱期間  
令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の氏名等  
別紙のとおり

(別紙) 令和3年度 学校医・学校歯科医・学校薬剤師 (令和3年4月1日現在)

学校名	内科	眼科	耳鼻科	歯科	薬剤師
島田第一小学校	○ 伊東 充宏	森田 賢	東 尊秀	坂田 旬	増田 崇佳
島田第二小学校	片岡 英樹		勝見 祐介	平岡 啓太	小池 章裕
島田第三小学校	齋藤 好久	鈴木 徹	牧野 克己	安原 孝由	杉村 美昌
島田第四小学校	小澤 美佳		勝見 祐介	小川 恵治	林 拓郎
六合小学校	鈴木 直輔		東 尊秀	齊田 久恵	近 英明
大津小学校	伊東 充宏	森田 賢	牧野 克己	竹内 友彦	芹澤 敏文
伊太小学校	久保田 友之	鈴木 徹	東 尊秀	西村 崇史	清水 潤一
相賀小学校		秋山 貴紀		太田 良智武	松浦 薫
神座小学校				蔡 豪倫	田所 直樹
伊久美小学校					飯田 啓子
初倉小学校	荒木 信	鈴木 徹	牧野 克己	板倉 一明	高田 篤人
島田第五小学校	八木 健			原田 泰	徳本 英史
初倉南小学校	藤本 嘉彦	秋山 貴紀	東 尊秀	安原 剛	成岡 厚英
六合東小学校	山下 健一			牧 訓久	浅野 進
金谷小学校	坂井 敏明 織田 孝裕	川越 直顕	杉本 俊彦	柴田 武士 鶴長 尚志	進士 寿子
五和小学校	小原 弘嗣 平井 利幸			加藤 浩司	田代 律子
川根小学校	髙木 勇人			又平 基史	杉森 勲
島田第一中学校	栗田 正弘	森田 賢		桐原 俊史	山本 克之
島田第二中学校	松永 和彦	鈴木 徹	牧野 克己	池田 正之	清水 雅之
六合中学校	相羽 英彦	秋山 貴紀	東 尊秀	○ 西村 崇史	村松 義文
初倉中学校	岡西 大介			中島 泰臣	岩尾 英輔
金谷中学校	坂井 敏明 織田 孝裕	川越 直顕	杉本 俊彦	杉浦 一隆 鶴長 尚志	河原崎 邦弘
川根中学校	髙木 勇人			吉川 亮仁	村田 朋康

○ 令和3年度新規委嘱者

令和3年度委嘱者 (委嘱期間: 令和3年4月1日~令和5年3月31日)

令和2年度委嘱者 (委嘱期間: 令和2年4月1日~令和4年3月31日)

島田市立学校施設の使用に関する条例施行規則等の  
一部を改正する規則の制定について

島田市立学校施設の使用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則について次のとおり定める。

令和3年2月25日

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市立学校施設の使用に関する条例施行規則等の一部を改正する規則  
(島田市立学校施設の使用に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 島田市立学校施設の使用に関する条例施行規則(平成17年島田市教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「前項」を「前条」に改め、同条第2項中「及び使用料の領収書」を削る。

第5条中「学校施設を使用する時」を「教育委員会が指定する日」に改める。

第6条第2項中「受けようとする者は、」の次に「使用の申込みと同時に」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

第6条第3項中「前項の申請」を「前項の規定による使用料免除申請書の提出」に改める。

(島田市川根体育館条例施行規則の一部改正)

第2条 島田市川根体育館条例施行規則(平成28年島田市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(島田市社会体育用照明施設使用条例施行規則の一部改正)

第3条 島田市社会体育用照明施設使用条例施行規則(平成28年島田市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「20日」を「初日」に改める。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(島田市川根野球場条例施行規則の一部改正)

第4条 島田市川根野球場条例施行規則(平成28年島田市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

旧 条 文

新 条 文

例規名 島田市立学校施設の使用に関する条例施行規則等

<p>○島田市立学校施設の使用に関する条例施行規則（第1条関係） （使用の許可）</p> <p>第4条 教育委員会は、使用の許可をしたときは、市立学校施設使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を前項の規定により申込みをした者に交付するものとする。</p> <p>2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可書及び使用料の領収書を携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 （使用料の納付）</p> <p>第5条 使用者は、条例第6条に規定する使用料を学校施設を使用する時まで<del>に</del>に納付しなければならない。 （使用料の免除）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 使用料の免除を受けようとする者は、市立学校施設使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、市立学校施設使用料免除承認書（様式第4号）を交付する。</p> <p>○島田市川根体育館条例施行規則（第2条関係） （使用料の免除）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 使用料の免除を受けようとする者は、使用の申込みと同時に川根体育館使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>○島田市社会体育用照明施設使用条例施行規則（第3条関係） （使用の許可の申請）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定による使用許可申請書の提出の受付期間は、使用しようとする日の属する月の前月の20日（教育委員会が必要と認めるときは、別に定める日）から使用しようとする日の前7日までとする。</p> <p>（使用料の免除）</p>	<p>○島田市立学校施設の使用に関する条例施行規則（第1条関係） （使用の許可）</p> <p>第4条 教育委員会は、使用の許可をしたときは、市立学校施設使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を前項の規定により申込みをした者に交付するものとする。</p> <p>2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可書を携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 （使用料の納付）</p> <p>第5条 使用者は、条例第6条に規定する使用料を教育委員会が指定する日までに納付しなければならない。 （使用料の免除）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 使用料の免除を受けようとする者は、<u>使用の申込みと同時に市立学校施設使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 市長は、前項の規定による使用料免除申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、市立学校施設使用料免除承認書（様式第4号）を交付する。</p> <p>○島田市川根体育館条例施行規則（第2条関係） （使用料の免除）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 使用料の免除を受けようとする者は、使用の申込みと同時に川根体育館使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 省略</p> <p>○島田市社会体育用照明施設使用条例施行規則（第3条関係） （使用の許可の申請）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定による使用許可申請書の提出の受付期間は、使用しようとする日の属する月の前月の初日（教育委員会が必要と認めるときは、別に定める日）から使用しようとする日の前7日までとする。</p> <p>（使用料の免除）</p>
---	---

第6条 省略

2 使用料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定による使用許可申請書の提出と同時に、社会体育用照明施設使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

3 省略

○島田市川根野球場条例施行規則（第4条関係）

（使用料の免除）

第6条 省略

2 使用料の免除を受けようとする者は、使用の申込みと同時に川根野球場使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

3 省略

第6条 省略

2 使用料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定による使用許可申請書の提出と同時に、社会体育用照明施設使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 省略

○島田市川根野球場条例施行規則（第4条関係）

（使用料の免除）

第6条 省略

2 使用料の免除を受けようとする者は、使用の申込みと同時に川根野球場使用料免除申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

3 省略

島田市北部体育館条例施行規則の制定について

島田市北部体育館条例施行規則について次のとおり定める。

令和3年2月25日提出

島田市教育委員会教育長 濱田和彦

島田市北部体育館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島田市北部体育館条例（令和3年島田市条例第●号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 島田市北部体育館（以下「北部体育館」という。）の開館時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 北部体育館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の申込み)

第4条 条例第3条第1項前段の規定により同項の許可（以下「使用の許可」という。）を受けようとする者は、北部体育館使用申込書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用申込書の受付期間は、北部体育館を使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日（教育委員会が必要と認めたときは、別に定める日）から使用しようとする日の前7日までとする。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による使用申込書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の許可をするときは、北部体育館使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

2 使用の許可は、受付の順序による。ただし、公益のため教育委員会が特に必要と認めるときは、受付の順序によらないことができる。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が北部体育館を使用するときは、使用許可書を携帯し、職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の許可の変更)

第6条 条例第3条第1項後段の規定により同項の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、北部体育館使用許可変更申込書（様式第3号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が認める軽微な事項を変更しようとするときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定による使用許可変更申込書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の許可をするときは、北部体育館使用変更許可書（様式第4号）を交付する。

3 前条第3項、この条第1項本文及び次条の規定は、前項の規定により使用変更許可書の交付を受けた場合について準用する。

(使用の許可の取消し)

第7条 使用者が使用の許可の取消しを申し出ようとするときは、北部体育館使用許可取消申出書（様式第5号）に使用許可書を添えて教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

(使用料の免除)

第8条 条例第7条の規定により使用料を免除できる場合は、次のとおりとする。

(1) 市が公用のために使用する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に市長が必要と認めるとき。

2 使用料の免除を受けようとする者は、第4条第1項の規定による使用申込書の提出と同時に、北部体育館使用料免除申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該申請書の提出を要しないと認めたときは、この限りでない。

3 市長は、前項の規定による使用料免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北部体育館使用料免除通知書（様式第7号）を交付する。

(使用料の還付)

第9条 条例第8条ただし書の規定により還付することができる使用料の額は、使用しないこととなった施設に係る既納の使用料の全額とする。

(行為の許可)

第10条 条例第10条第1項の規定により行為の許可を受けようとする者は、北部体育館内行為許可申請書（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による行為許可申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北部体育館内行為許可書（様式第9号）を交付する。

(特別設備の許可)

第11条 条例第11条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けようとする者は、設計書その他教育委員会が必要と認める書類を教育委員会に提出しなければならない。

(入館者等の遵守事項)

第12条 北部体育館に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。



- (1) 許可を受けないで物品の展示、販売、貼り紙等の行為をしないこと。
- (2) 施設、設備、備品等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において飲食又は火気の使用をしないこと。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある物品又は動物の類を持ち込まないこと。
- (6) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が管理上支障があると認める行為をしないこと。

2 使用者は、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用の許可（変更の許可を含む。）を受けていない施設等を使用しないこと。
- (2) 北部体育館に入館する者に対する安全確保の措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、北部体育館の管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（職員の立入り）

第13条 使用者は、職員が職務のためその使用する施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

北部体育館使用申込書

年 月 日

島田市教育委員会

住所 } 法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地

申込者 氏名 } 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり北部体育館を使用したいので、申し込みます。

使用目的							
使用区分	アリーナ						
使用日時等	日時					人数	コート
	月 日 ( )	時 分	から	時 分	まで	人	全面・A・B
	月 日 ( )	時 分	から	時 分	まで	人	全面・A・B
	月 日 ( )	時 分	から	時 分	まで	人	全面・A・B
	月 日 ( )	時 分	から	時 分	まで	人	全面・A・B
附帯設備の使用							
入場料の類の有無	有 ( ) ・ 無						
使用責任者	住所 氏名		電話番号				
使用料	円						
備考							

(注)

- 1 コートの欄及び入場料の類の有無の欄は、該当する項目に○印を付けてください。
- 2 申込者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

北部体育館使用許可書

第 年 月 日 号

様

島田市教育委員会



次のとおり北部体育館の使用を許可します。

使用目的									
使用区分	アリーナ								
使用日時等	日時					人数	コート		
	月	日	( )	時	分から	時	分まで	人	全面・A・B
	月	日	( )	時	分から	時	分まで	人	全面・A・B
	月	日	( )	時	分から	時	分まで	人	全面・A・B
	月	日	( )	時	分から	時	分まで	人	全面・A・B
附帯設備の使用									
入場料の類の有無	有 ( ) ・ 無								
使用責任者	住所 氏名		電話番号						
使用料	円								
備考									

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など北部体育館の使用についての規定や職員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。

北部体育館使用許可変更申込書

年 月 日

島田市教育委員会

住所 (法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地)

申込者 氏名 (法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで許可を受けた北部体育館の使用について、許可を受けた事項を次のとおり変更したいので、使用許可書を添えて申し込みます。

変更の理由					
変更の内容	使用目的				
	使用区分	アリーナ			
	使用日時等	日時		人数	コート
		月 日 ( )	時 分から 時 分まで	人	全面・A・B
		月 日 ( )	時 分から 時 分まで	人	全面・A・B
		月 日 ( )	時 分から 時 分まで	人	全面・A・B
		月 日 ( )	時 分から 時 分まで	人	全面・A・B
	附帯設備の使用				
	入場料の類の有無	有 ( ) ・ 無			
使用責任者	住所 氏名	電話番号			
使用料	既納使用料	変更後の使用料	差	額	
	円	円		円	

(注)

- 1 変更の内容の欄は、変更のある事項に○印を付け、変更後の内容を記入してください。変更のない事項の欄への記入は不要です。
- 2 申込者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。
- 3 使用料の欄は、記入しないでください。

北部体育館使用変更許可書

第 年 月 日 号

様

島田市教育委員会



年 月 日付けで申込みのあった北部体育館の使用に係る許可を受けた事項の変更について、次のとおり許可します。

変更後の内容	使用目的							
	使用区分	アリーナ						
	使用日時等	日時				人数	コート	
		月 日 ( )	時 分	から	時 分	まで	人	全面・A・B
		月 日 ( )	時 分	から	時 分	まで	人	全面・A・B
		月 日 ( )	時 分	から	時 分	まで	人	全面・A・B
		月 日 ( )	時 分	から	時 分	まで	人	全面・A・B
	月 日 ( )	時 分	から	時 分	まで	人	全面・A・B	
	附帯設備の使用							
	入場料の類の有無	有 ( ) ・ 無						
使用責任者	住所 氏名	電話番号						
使用料	円							
備考								

(注)

- 1 使用の際には、この許可書を必ず持参してください。
- 2 使用区分、使用日時など許可書に記載された事項を遵守してください。
- 3 使用目的、使用条件など北部体育館の使用についての規定や職員の指示に従わないときは、許可を取り消し、使用をお断りすることがあります。
- 4 既納の使用料は、条例で定められている場合のほかはお返しいたしません。

北部体育館使用許可取消申出書

年 月 日

島田市教育委員会

住所 } 法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地

申出者 氏名 } 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付けで許可を受けた北部体育館の使用について、許可の  
取消しを申し出ます。

取消しを申し出る理由											
使用区分	アリーナ（全面・Aコート・Bコート）										
使用日時	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">年</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">月</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">日</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">時</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">分から</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">時</td> <td style="text-align: center;">分まで</td> </tr> </table>	年	月	日	時	分から	年	月	日	時	分まで
年	月	日	時	分から							
年	月	日	時	分まで							
使用責任者	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">住所</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>電話番号</td> </tr> </table>	住所		氏名	電話番号						
住所											
氏名	電話番号										
既納使用料	円										

(注)

- 1 既に交付を受けている使用許可書又は使用変更許可書を添付してください。
- 2 申出者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

北部体育館使用料免除申請書

年 月 日

島田市長

住所  法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地

申請者 氏名  法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名  印

電話番号

次のとおり北部体育館の使用料の免除を受けたいので、申請します。

使用区分	アリーナ							
使用日時等	日時					コート		
	月	日	( )	時	分から	時	分まで	全面・A・B
	月	日	( )	時	分から	時	分まで	全面・A・B
	月	日	( )	時	分から	時	分まで	全面・A・B
	月	日	( )	時	分から	時	分まで	全面・A・B
免除を申請する理由								
免除を申請する額	円							

(注)

- 1 使用申込書と同時に提出してください。
- 2 コートの欄は、該当する項目に○印を付けてください。

北部体育館使用料免除通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



次のとおり北部体育館の使用料を免除するので、通知します。

使用区分	アリーナ						
使用日時等	日時					コート	
	月	日 ( )	時	分から	時	分まで	全面・A・B
	月	日 ( )	時	分から	時	分まで	全面・A・B
	月	日 ( )	時	分から	時	分まで	全面・A・B
	月	日 ( )	時	分から	時	分まで	全面・A・B
免除を申請する理由							
免除する額	円						
備考							



北部体育館内行為許可申請書

年 月 日

島田市教育委員会

住所 } 法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地

申請者 氏名 } 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名

電話番号

北部体育館における行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可を受けようとする行為	1 物品の販売 2 寄附の勧誘 3 広告物の掲示及び配布 4 その他（ ）
行為の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行為の内容	
使用する場所	
使用責任者	住所 氏名 電話番号

(注)

- 1 許可を受けようとする行為の欄は、該当する番号に○印を付け、必要事項を記入してください。
- 2 行為の内容の欄は、物品の販売にあつては販売する物品の品目等について、できるだけ詳しく記入してください。
- 3 申請者と使用責任者が同じである場合は、使用責任者の欄への記入は不要です。

北部体育館内行為許可書

第 年 月 日 号 日

様

島田市教育委員会



年 月 日付けであった北部体育館における行為の申請について、次のとおり許可します。

許可をする行為	1 物品の販売 2 寄附の勧誘 3 広告物の掲示及び配布 4 その他 ( )
行為の日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
行為の内容	
使用する場所	
使用責任者	住所 氏名 電話番号
備考	

# 協 議 事 項



次回教育委員会定例会における  
協議事項の集約



# 報 告 事 項





令和3年1月分の生徒指導について

令和3年1月分の生徒指導について、別紙のとおり報告します。

島田市民総合施設条例の一部改正について

島田市民総合施設条例の一部改正について、次のとおり報告します。

議案第 号

島田市民総合施設条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 年 月 日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市民総合施設条例の一部を改正する条例

島田市民総合施設条例（平成17年島田市条例第107号）の一部を次のように改正する。

別表の4 附属設備等利用料(4) 映写設備利用料の表OHPの項の次に次のように加える。

プロジェクター	1台	5,440円	
---------	----	--------	--

別表の4 附属設備等利用料(6) その他利用料の表に次のように加える。

映像配信カメラ	1台	2,480円	
映像配信装置	1式	2,090円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の島田市民総合施設条例の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、改正後の島田市民総合施設条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

新 旧 条 文

新 条 文

別表 (第14条関係)

- 1 〃 省略
- 3 4 附属設備等利用料

(1) 〃 省略

(3) (4) 映写設備利用料

品名

品名	単位	利用料	摘要
省略			
OHP	1台	1,100円	
プロジェクター	1台	5,440円	
省略			

(5) 省略

(6) その他利用料

品名

品名	単位	利用料	摘要
省略			
展示用パネル	1枚	100円	
映像配信カメラ	1台	2,480円	
映像配信装置	1式	2,090円	

備考 省略

5 省略

対 照 表

旧 条 文

別表 (第14条関係)

- 1 〃 省略
- 3 4 附属設備等利用料

(1) 〃 省略

(3) (4) 映写設備利用料

品名

品名	単位	利用料	摘要
省略			
OHP	1台	1,100円	
省略			

(5) 省略

(6) その他利用料

品名

品名	単位	利用料	摘要
省略			
展示用パネル	1枚	100円	

備考 省略

5 省略

島田市民総合施設条例等の一部改正について

島田市民総合施設条例等の一部改正について、次のとおり報告します。

議案第 号

島田市民総合施設条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 年 月 日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市民総合施設条例等の一部を改正する条例

(島田市民総合施設条例の一部改正)

第1条 島田市民総合施設条例(平成17年島田市条例第107号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項を次のように改める。

利用者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を、指定管理者に納付しなければならない。

第14条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第16条ただし書を削る。

(島田市金谷生きがいセンター条例の一部改正)

第2条 島田市金谷生きがいセンター条例(平成17年島田市条例第108号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「利用しようとする者は」の次に「、指定管理者が指定する日までに」を加え、「利用の許可を受ける際に」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

(島田市都市公園条例の一部改正)

第3条 島田市都市公園条例(平成17年島田市条例第130号)の一部を次のように改正する。

第41条第1項中「利用者は」の次に「、指定管理者が指定する日までに」を加え、「前納しなければならない」を「、指定管理者に納付しなければならない」に改める。

(島田市社会体育用照明施設使用条例の一部改正)

第4条 島田市社会体育用照明施設使用条例(平成17年島田市条例第161号)の一部を次のように改正する。

第5条中「使用許可に際し」を「市長が指定する日までに」に改める。

(島田市伊太庭球場条例の一部改正)

第5条 島田市伊太庭球場条例(平成19年島田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「利用しようとする者は」の次に「、指定管理者が指定する日までに」を加え、「利用の許可を受ける際に」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

(島田市川根地区センター条例等の一部改正)

第6条 次に掲げる条例の規定中「使用の許可の際」を「市長が指定する日まで」に改める。

(1) 島田市川根地区センター条例(平成20年島田市条例第20号)第7条第2項

(2) 島田市茶室棟条例(平成20年島田市条例第24号)第6条第2項

(3) 島田市川根体育館条例(平成20年島田市条例第25号)第6条第2項

(島田市川根文化センター条例の一部改正)

第7条 島田市川根文化センター条例(平成20年島田市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「利用しようとする者は」の次に「、指定管理者が指定する日までに」を加え、「利用の許可を受ける際に」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

(島田市川根野球場条例の一部改正)

第8条 島田市川根野球場条例(平成20年島田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「使用許可の際」を「市長が指定する日まで」に改める。

(島田市総合スポーツセンター条例の一部改正)

第9条 島田市総合スポーツセンター条例(平成21年島田市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「利用しようとする者は」の次に「、指定管理者が指定する日までに」を加え、「利用の許可を受ける際に」を削り、同条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

目 条 文

<p>○島田市民総合施設条例 (第1条関係) (利用料)</p> <p>第14条 利用者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料 (法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を利用の許可を受ける際に、納付しなければならない。ただし、ホールの利用にあつては、利用申込みの際に、当該利用料の30パーセントに相当する額 (以下「予納金」という。)を納付するものとし、利用の許可を受ける際に、残額を納付しなければならない。</p> <p>2 省略 3 省略 4 第1項の規定にかかわらず、国若しくは地方公共団体又はこれらに類する団体の利用料については、利用日以後の期日を指定して納付させることができる。</p> <p>5 省略</p> <p>(利用料の選付)</p> <p>第16条 既納の利用料は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を選付することができる。ただし、第2号に該当する場合の第14条第1項ただし書に規定する予納金にあつては、この限りでない。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p> <p>○島田市金谷生きがいセンター条例 (第2条関係) (利用料)</p> <p>第15条 生きがいセンターを利用しようとする者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料 (法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を利用の許可を受ける際に、指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 省略 3 省略 4 第1項の規定にかかわらず、国若しくは地方公共団体又はこれらに類する団体の利用料については、利用日以後の期日を指定して納付させることができる。</p> <p>5 省略</p> <p>○島田市都市公園条例 (第3条関係) (利用料)</p> <p>第41条 第35条の2第1項又は第3項の許可を受けた者 (以下「指定公園内行為者」という。)及び指定施設の利用者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料</p>
--

新 条 文

<p>例規名 島田市民総合施設条例等</p> <p>○島田市民総合施設条例 (第1条関係) (利用料)</p> <p>第14条 利用者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料 (法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を、指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略</p> <p>(利用料の選付)</p> <p>第16条 既納の利用料は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を選付することができる。</p> <p>(1) 省略 (2) 省略</p> <p>○島田市金谷生きがいセンター条例 (第2条関係) (利用料)</p> <p>第15条 生きがいセンターを利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料 (法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を、指定管理者に納付しなければならない。</p> <p>2 省略 3 省略 4 省略</p> <p>○島田市都市公園条例 (第3条関係) (利用料)</p> <p>第41条 第35条の2第1項又は第3項の許可を受けた者 (以下「指定公園内行為者」という。)及び指定施設の利用者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定に</p>
---

より指定管理者が定める利用料（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならぬ。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2  
3  
4

省略

○島田市社会体育用照明施設使用条例（第4条関係）  
（使用料）

第5条 照明施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

○島田市伊太庭球場条例（第5条関係）  
（利用料）

第14条 庭球場を利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2  
3

省略

省略

4  
省略

○島田市川根地区センター条例（第6条関係）  
（使用料）

第7条 省略

2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

○島田市茶室棟条例（第6条関係）  
（使用料）

第6条 省略

2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

○島田市川根体育館条例（第6条関係）  
（使用料）

第6条 省略

2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

2  
3  
4

省略

○島田市社会体育用照明施設使用条例（第4条関係）  
（使用料）

第5条 照明施設の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を使用許可に際し納付しなければならない。

○島田市伊太庭球場条例（第5条関係）  
（利用料）

第14条 庭球場を利用しようとする者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の許可を受ける際に、指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2  
3

省略

省略

4 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、国若しくは地方公共団体又はこれらに類する団体の利用料については、利用日以後の期日を指定して納付させることができる。

5  
省略

○島田市川根地区センター条例（第6条関係）  
（使用料）

第7条 省略

2 使用者は、前項の使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。

○島田市茶室棟条例（第6条関係）  
（使用料）

第6条 省略

2 使用者は、前項の使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。

○島田市川根体育館条例（第6条関係）  
（使用料）

第6条 省略

2 使用者は、前項の使用料を使用の許可の際に納付しなければならない。

○島田市川根文化センター条例（第7条関係）

（利用料）

第14条 文化センターを利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

- 2 省略
- 3 省略

4 省略

○島田市川根野球場条例（第8条関係）

（使用料）

第6条 省略

2 前項ただし書の使用料は、市長が指定する日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

○島田市総合スポーツセンター条例（第9条関係）

（利用料）

第14条 センターを利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。

- 2 省略
- 3 省略

4 省略

○島田市川根文化センター条例（第7条関係）

（利用料）

第14条 文化センターを利用しようとする者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の許可を受ける際に、指定管理者に納付しなければならない。

- 2 省略
- 3 省略

4 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、国若しくは地方公共団体又はこれらに類する団体の利用料については、利用日以後の期日を指定して納付させることができる。

5 省略

○島田市川根野球場条例（第8条関係）

（使用料）

第6条 省略

2 前項ただし書の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

○島田市総合スポーツセンター条例（第9条関係）

（利用料）

第14条 センターを利用しようとする者は、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を利用の許可を受ける際に、指定管理者に納付しなければならない。

- 2 省略
- 3 省略

4 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、国若しくは地方公共団体又はこれらに類する団体の利用料については、利用日以後の期日を指定して納付させることができる。

5 省略



島田市農村環境改善センター条例施行規則等の一部改正について

島田市農村環境改善センター条例施行規則等の一部改正について、次のとおり報告します。

島田市規則第 号

島田市農村環境改善センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

島田市長 染谷 絹代

島田市農村環境改善センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(島田市農村環境改善センター条例施行規則の一部改正)

第1条 島田市農村環境改善センター条例施行規則(平成17年島田市規則第105号)の一部を次のように改正する。

第6条中「環境改善センターの使用の許可の際」を「市長が指定する日までに」に改める。

(島田市ふれあいセンター条例施行規則の一部改正)

第2条 島田市ふれあいセンター条例施行規則(平成17年島田市規則第135号)の一部を次のように改正する。

第6条中「ふれあいセンターの使用の際」を「市長が指定する日までに」に改める。

(島田市民総合施設条例施行規則の一部改正)

第3条 島田市民総合施設条例施行規則(平成17年島田市規則第164号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第11条関係)

利用料還付額表

還付することができる場合			還付する額
利用者の責めによらない理由により、利用することができなくなったとき。			全額
利用者が、右欄に掲げる日までに利用許可の取消し(変更)を申し出たとき。	ホール	利用日前30日まで	全額
		利用日前15日まで	半額
	会議室等	利用日前10日まで	全額
		利用日前5日まで	半額

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

旧 条 文

○島田市農村環境改善センター条例施行規則（第1条関係）  
（使用料の納付）  
第6条 環境改善センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第7条に規定する使用料を環境改善センターの使用の許可の際納付しなければならない。

○島田市ふれあいセンター条例施行規則（第2条関係）  
（使用料の納付）  
第6条 ふれあいセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第7条に規定する使用料をふれあいセンターの使用の際納付しなければならない。

○島田市民総合施設条例施行規則（第3条関係）  
別表第2（第11条関係）  
利用料還付額表

還付することができる場合		還付する額	備考
省略			
利用者が、右欄に掲げる日までに利用許可の取消（変更）を申し出たとき。	ホール	全額	予納金を差し引いた額とする。
	利用日前30日まで	半額	
	利用日前15日まで		
	利用日前10日まで		
	利用日前5日まで		
			省略

例規名 島田市農村環境改善センター条例施行規則等

新 条 文

○島田市農村環境改善センター条例施行規則（第1条関係）  
（使用料の納付）  
第6条 環境改善センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第7条に規定する使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

○島田市ふれあいセンター条例施行規則（第2条関係）  
（使用料の納付）  
第6条 ふれあいセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、条例第7条に規定する使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

○島田市民総合施設条例施行規則（第3条関係）  
別表第2（第11条関係）  
利用料還付額表

還付することができる場合		還付する額
利用者の責めにやらない理由により、利用することができなくなったとき。		全額
利用者が、右欄に掲げる日までに利用許可の取消し（変更）を申し出たとき。	ホール	全額
	会議室等	半額
	利用日前30日まで	全額
	利用日前15日まで	半額
	利用日前10日まで	全額
	利用日前5日まで	半額

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部改正について

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部改正について、次のとおり報告します。

議案第 号

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例について

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 年 月 日提出

島田市長 染 谷 絹 代

島田市立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例

島田市立学校施設の使用に関する条例（平成17年島田市条例第151号）の一部を次のように改正する。

別表第1屋内運動場の部フロア（中型）の款島田市立北中学校の項、フロア（小型）の款島田市立湯日小学校の項及びステージ等の款島田市立湯日小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

新 旧 条 文

例規名 島田市立学校施設の使用に関する条例

新 条 文			
別表第1 (第2条関係)			
学校施設	区分	学校名	摘要
屋内運動場	フロア (中型)	島田市立六合中学校	省略
		島田市立初倉南小学校	
	フロア (小型)	島田市立初倉南小学校	省略
		島田市立初倉南小学校	
ステージ等		省略	
			省略

備考 省略

対 照 表

旧 条 文			
別表第1 (第2条関係)			
学校施設	区分	学校名	摘要
屋内運動場	フロア (中型)	島田市立六合中学校	省略
		島田市立北中学校	
	フロア (小型)	島田市立初倉南小学校	省略
		島田市立湯日小学校	
ステージ等		省略	
			省略

備考 省略

島田市北部体育館条例について

島田市北部体育館条例について、次のとおり報告します。

議案第 号

島田市北部体育館条例について

島田市北部体育館条例を次のとおり定める。

令和 年 月 日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市北部体育館条例

(設置)

第1条 島田市は、市民のスポーツの振興及び健康の増進を図るため、北部体育館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 北部体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市北部体育館	島田市相賀2510番地の1

(使用の許可等)

第3条 島田市北部体育館（以下「北部体育館」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、北部体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(使用の不許可)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 教育委員会が北部体育館の管理及び運営上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用者が第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が北部体育館の管理上使用させることが適当でなくなったと認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、使用者が損害を受けることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 北部体育館の使用料は、別表のとおりとする。

2 使用者は、前項の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者が自己の責めによらない理由により北部体育館を使用することができなくなったとき。

(2) 使用者が使用の日前5日までに使用の許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 使用者が第3条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、北部体育館を許可された目的以外に使用し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(行為の制限)

第10条 次に掲げる行為をするために北部体育館（第3条第1項前段の許可に係る部分を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければ

ならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第3条第1項後段及び第2項、第4条、第5条、前条並びに第13条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。

(特別設備の制限)

第11条 北部体育館においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。
- 3 第13条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第12条 教育委員会は、北部体育館の管理上必要があると認めるときは、使用者若しくは第10条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命じることができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、北部体育館の使用が終わったとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が使用者から徴収するものとする。

(損害賠償の義務)

第14条 故意又は過失により、北部体育館の建物、設備、備品その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用の許可その他北部体育館の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第3条から第8条まで、第10条及び第11条の規定の例により行うことができる。

別表（第6条関係）

区分			使用時間					
			午前	午後	夜間1	夜間2	夜間3	全日
			午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで
アリーナ	一般	市内	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,920円	4,120円
		市外	1,650円	1,650円	1,650円	1,650円	2,880円	6,180円
	その他	市内	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	5,760円	12,360円
		市外	4,950円	4,950円	4,950円	4,950円	8,640円	18,540円

## 備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（北部体育館に入館する者から使用者が領収する金銭又は使用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない使用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する使用者をいう。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。
- 5 許可を受けて正午から午後1時までの間に使用する場合、又は夜間3の時間に使用する場合において午後5時から午後6時までの間に使用するときの使用料の額は、30分を単位として、正午から午後1時までの間の使用料は午後の使用料の、夜間3の時間に使用する場合の午後5時から午後6時までの間の使用料は夜間3の使用料の、それぞれ15パーセントに相当する額を、その30分当たりの額とする。
- 6 アリーナの一部を占有して使用する場合の使用料の額は、その使用面積がアリーナの面積の2分の1以下のときは、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 7 上記使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。



島田市川根体育館条例の一部改正について

島田市川根体育館条例の一部改正について、次のとおり報告します。

議案第 号

島田市川根体育館条例の一部を改正する条例について

島田市川根体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和3年 月 日提出

島田市長 染谷 絹代

島田市川根体育館条例の一部を改正する条例

島田市川根体育館条例（平成20年島田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「許可」の次に「（以下「使用の許可」という。）」を加え、「指示する」を「必要な指示をする」に改める。

第4条の見出しを「（使用の不許可）」に改め、同条中「川根体育館の使用を許可しない」を「使用の許可をしないものとする」に改め、同条第3号中「川根体育館の管理上」を「教育委員会が川根体育館の管理及び運営上」に改め、同条第4号中「川根体育館の使用を不適當」を「使用の許可をすることが適當でない」に改める。

第5条の見出し中「使用許可」を「使用の許可」に改め、同条第1項中「川根体育館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が」及び「、若しくは許可した事項を変更し」を削り、「使用を」の次に「制限し、若しくは」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用者が第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が川根体育館の管理上使用させることが適當でなくなったと認めるとき。

第5条第2項中「教育委員会は、前項に定めるもののほか」を「前項に定めるもの

のほか、教育委員会は」に、「若しくは使用の許可の条件」を「使用の許可をした事項」に改め、「使用を」の次に「制限し、若しくは」を加える。

第8条第1号中「により」の次に「川根体育館を」を加え、同条第2号中「3日」を「5日」に改め、「に使用」の次に「の許可」を加え、同条第3号中「第3条第1項に規定する」を「第3条第1項後段の規定により」に改める。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第1項中「（第10条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けて使用する場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「停止されたとき」を「停止させられたとき」に、「速やかに使用場所を」を「直ちに」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「教育委員会は、」の次に「川根体育館の」を、「使用者」の次に「若しくは第10条第1項の許可を受けた者」を加え、同条を第12条とする。

第10条第1項中「使用者は、川根体育館に」を「川根体育館においては、」に、「をし」を「を設け」に、「受けたとき」を「受けた者がこれらの行為をする場合」に改め、同条第2項中「規定により」を「許可に伴い」に、「使用者」を「当該許可を受けた者」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

3 第13条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

第9条の次に次の1条を加える。

（行為の制限）

第10条 次に掲げる行為をするために川根体育館（第3条第1項前段の許可に係る部分を除く。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第3条第1項後段及び第2項、第4条、第5条、前条並びに第13条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分			使用時間			
			午前	午後	夜間	全日
			午前8時30分 から正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前8時30分 から午後9時 30分まで
アリーナ	一般	市内	620円	620円	1,670円	2,930円
		市外	930円	930円	2,500円	4,390円
	その他	市内	1,860円	1,860円	5,010円	8,790円
		市外	2,790円	2,790円	7,510円	13,180円

卓球室	一般	市内	150円	150円	410円	730円
		市外	220円	220円	610円	1,090円
	その他	市内	450円	450円	1,230円	2,190円
		市外	670円	670円	1,840円	3,280円
ミーティング グループ	一般	市内	150円	150円	150円	460円
		市外	220円	220円	220円	690円
	その他	市内	450円	450円	450円	1,380円
		市外	670円	670円	670円	2,070円

備考

- 「一般」とは、入場料の類（川根体育館に入館する者から使用者が領収する金銭又は使用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない使用者をいう。
- 「その他」とは、入場料の類を徴収する使用者をいう。
- 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。
- 許可を受けてこの表に掲げる使用時間以外の時間に使用する場合の使用料の額は、30分を単位として、正午から午後1時までの間の使用料は午後の使用料の、午後5時から午後6時までの間の使用料は夜間の使用料の、それぞれ15パーセントに相当する額を、その30分当たりの額とする。
- アリーナの一部を占有して使用する場合の使用料の額は、その使用面積がアリーナの面積の2分の1以下のときは、この表に定める使用料の2分の1の額とする。
- 上記使用料の計算において10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（適用区分）

- この条例による改正後の島田市川根体育館条例の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき事由が生じた使用料から適用し、同日前に徴収すべき事由が生じた使用料については、なお従前の例による。

目 録	文
(使用の許可等) 第3条 省略	
2	教育委員会は、川根体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可に際し、条件を付し、又は指示することができる。
(許可の制限)	
第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、川根体育館の使用を許可しない。	
(1) 省略	
(2) 省略	
(3) 川根体育館の管理上支障があると認めるとき。	
(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が川根体育館の使用を不適當と認めるとき。	
(使用許可の取消し等)	
第5条 教育委員会は、川根体育館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」といふ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可した事項を変更し、又は使用を停止させることができる。	
(1) この条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。	
(2) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかになつたとき。	
(3) 第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。	
(4) 偽りその他不正の手段によりその許可を受けたとき。	
(5) 前各号に掲げる場合のほか、川根体育館の管理上不適當と認めるとき。	
2	教育委員会は、前項に定めるもののほか、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは使用の許可の条件を変更し、又は使用を停止させることができる。
3 省略	
(使用料の不還付)	
第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。	
(1) 使用者が自己の責めによらない理由により使用することができなくなつたと	

例規名 島田市川根体育館条例

新 条 文	文
(使用の許可等) 第3条 省略	
2	教育委員会は、川根体育館の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「使用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。
(使用の不許可)	
第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないものとする。	
(1) 省略	
(2) 省略	
(3) 教育委員会が川根体育館の管理及び運営上支障があると認めるとき。	
(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育委員会が使用の許可をすることが適當でないとき。	
(使用の許可の取消し等)	
第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。	
(1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づき規則に違反したとき。	
(2) 使用者が第3条第2項の規定により付された使用の許可の条件に違反したとき。	
(3) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。	
(4) 使用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかになつたとき。	
(5) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が川根体育館の管理上使用させることが適當でなくなつたと認めるとき。	
2	前項に定めるもののほか、公益のためやむを得ないと認めるときは、使用の許可を取り消し、使用の許可をした事項を変更し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。
3 省略	
(使用料の不還付)	
第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。	
(1) 使用者が自己の責めによらない理由により川根体育館を使用することができな	

くなつたとき。

(2) 使用者が使用の日前5日までに使用の許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 使用者が第3条第1項後段の規定により使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 省略

(行為の制限)

第10条 次に掲げる行為をするために川根体育館(第3条第1項前段の許可に係る部分を除く。)を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他これに類する行為

(2) 寄附の勧誘

(3) 広告物の掲示及び配布

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 第3条第1項後段及び第2項、第4条、第5条、前条並びに第13条の規定は、前項の許可を受けた場合について準用する。

(特別設備の制限)

第11条 川根体育館においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。

3 第13条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(必要措置の命令等)

第12条 教育委員会は、川根体育館の管理上必要があると認めるときは、使用者若しくは第10条第1項の許可を受けた者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、川根体育館の使用が終わつたとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならぬ。

2 省略

(損害賠償の義務)

第14条 省略

(委任)

第15条 省略

別表(第6条関係)

き。

(2) 使用者が使用の日前3日までに使用の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(3) 使用者が第3条第1項に規定する使用の許可を受けた事項を変更する許可を受けたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 省略

(特別設備の制限)

第10条 使用者は、川根体育館に特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により生ずる費用は、使用者の負担とする。

(必要措置の命令等)

第11条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、使用者に対し必要な措置を執ることを命じ、又は入館者若しくは入館しようとする者に対し、入館を制限し、若しくは退館を命ずることができる。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、川根体育館の使用(第10条第1項ただし書の規定により特別設備の許可を受けて使用する場合を含む。以下この項において同じ。)が終わつたとき、又は第5条第1項若しくは第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、速やかに使用場所を原状に回復しなければならぬ。

2 省略

(損害賠償の義務)

第13条 省略

(委任)

第14条 省略

別表(第6条関係)

区分	使用時間				
	午前	午後	夜間	全日	
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前8時30分から午後9時30分まで	
アリーナ	市内	620円	620円	1,670円	2,930円
	市外	930円	930円	2,500円	4,390円
卓球室	市内	1,860円	1,860円	5,010円	8,790円
	市外	2,790円	2,790円	7,510円	13,180円
ミーティングルーム	市内	150円	150円	410円	730円
	市外	220円	220円	610円	1,090円
その他	市内	450円	450円	1,230円	2,190円
	市外	670円	670円	1,840円	3,280円
ミーティングルーム	市内	150円	150円	150円	460円
	市外	220円	220円	220円	690円
その他	市内	450円	450円	450円	1,380円
	市外	670円	670円	670円	2,070円

備考

- 1 「一般」とは、入場料の類（川根体育館に入館する者から使用者が徴収する金銭又は使用者が発行する入場券等をいう。以下同じ。）を徴収しない使用者をいう。
- 2 「その他」とは、入場料の類を徴収する使用者をいう。
- 3 「市内」とは、市内に住所を有する者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を含む。）又は事務所、事業所等を有する法人その他の団体をいう。
- 4 「市外」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。
- 5 許可を受けてこの表に掲げる使用時間以外の時間に使用する場合の使用料の額は、30分を単位として、正午から午後1時までの間の使用料は午後使用料の、午後5時から午後6時までの間の使用料は夜間の使用料の、それぞれ15パーセントに相当する額を、その30分当たりの額とする。
- 6 アリーナの一部を占有して使用する場合の使用料の額は、その使用面積がアリーナの面積の2分の1以下のときは、この表に定める使用料の2分の1の額とする。
- 7 上記使用料の計算において10円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

区分	使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時30分から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前8時から午後9時30分まで
アリーナ	620円	620円	1,670円	2,930円
卓球室	150円	150円	410円	730円
ミーティングルーム	150円	150円	150円	460円

備考

- 1 許可を受けてこの表に掲げる使用時間以外の時間に使用する場合の使用料の額は、30分を単位として、正午から午後1時までの間の使用料は午後使用料の、午後5時から午後6時までの間の使用料は夜間の使用料の、それぞれ15パーセントに相当する額を、その30分当たりの額とする。
- 2 アリーナの一部を占有して使用する場合の使用料の額は、その使用面積がアリーナの面積の2分の1以下のときは、この表に定める使用料の2分の1の額とする。
- 3 備考1の場合において、使用料の額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。